

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から同年7月31日まで

私は、昭和45年8月10日にA社に入社し、52年8月末までB支店長として継続勤務した。

昭和52年8月に会社が倒産したが、残務整理や同年9月に行われた債権者会議とB支店の引渡しまで実質的に業務に携わった。

給与も昭和52年8月分まで支給され、厚生年金保険料は同年7月分として支給された給与までは控除されていたが、加入期間は同年1月までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の詳細かつ具体的な記憶及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の元同僚は、「事業所から厚生年金保険の資格喪失に係る説明は無く、昭和52年7月分の給与までは厚生年金保険料も控除されていた。同年8月に会社が倒産した以降も継続して勤務したが、同月は会社として機能しておらず、最後（昭和52年8月分）の給与は、債権者側から本給のみ支給され、社会保険料は控除されていなかった。」としている上、申立人及び元同僚のうち1人は「社会保険料は翌月控除方式

であったと思う。」と証言している。

さらに、申立人と一緒に勤務していた別の同僚3人の被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年7月31日であることが確認できる。

加えて、事業主は既に死亡し証言を得ることができなかったが、役員でもあった事業主の妻は、「申立人の申立てどおりだと思う。」と回答しているほか、申立人も当該事業所の役員であったが、他の元役員から「給与や厚生年金保険関係の事務は本社で行われており、申立人は営業担当で権限が無く、非関与であった。」とする証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和51年10月のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金 事案 1505 (事案 121 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年12月及び7年1月の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年3月1日まで

先の申立てにより、申立期間(平成6年3月31日から7年3月1日まで)の一部(平成6年3月31日から同年12月1日まで)については、厚生年金保険加入期間として記録の訂正が認められた。

しかし、私は、A社が倒産する平成7年9月まで継続して勤務しており、当時の同僚も覚えている。

途中退職することも無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚が提出していた給与明細書により平成6年11月までの厚生年金保険料控除が確認でき、同年12月以降の保険料控除は確認できないことなどから、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年12月1日であると当委員会では決定し、同決定に基づき申立人に対し、20年6月13日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び同僚の証言等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当初、平成6年3月31日(先の申立てにより平成6年12月1日に喪失日に係る記録を訂正)に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月9日付けで6年11月30日（現在は、平成7年1月1日に訂正）にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、6年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、ほかの被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人、同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、今回、申立人の資格喪失日は当該処理が行われた7年2月9日であると認められる。

また、平成6年12月及び7年1月の標準報酬月額については、オンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言により、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の同僚が提出した給与明細書により当該期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1506 (事案 495 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年1月の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年3月1日まで

先の申立てにより、申立期間(平成6年3月31日から7年3月1日まで)の一部(平成6年3月31日から7年1月1日まで)については、厚生年金保険の加入期間として記録の訂正が認められた。

しかし、私は、平成元年3月からA社が倒産する7年9月25日まで途中退職することも無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した給与明細書により平成6年12月までの厚生年金保険料控除が確認でき、7年1月以降の保険料控除は確認できないことなどから、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年1月1日であると当委員会は決定し、同決定に基づき申立人に対し、21年2月17日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び同僚の証言等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当初、平成6年3月31日(先の申立てにより平成7年1月1日に喪失日に係る記録を訂正)に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月9日付けで6年

11月30日（現在は、平成7年1月1日に訂正）にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、6年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、ほかの被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人、同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、今回、申立人の資格喪失日は当該処理が行われた7年2月9日であると認められる。

また、平成7年1月の標準報酬月額については、オンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言により、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が提出した給与明細書により当該期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1507 (事案 496 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年1月の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年3月1日まで

先の申立てにより、申立期間(平成6年3月31日から7年3月1日まで)の一部(平成6年3月31日から7年1月1日まで)については、厚生年金保険の加入期間として記録の訂正が認められた。

しかし、私は、A社が倒産する平成7年9月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した給与明細書により平成6年12月までの厚生年金保険料控除が確認でき、7年1月以降の保険料控除は確認できないことなどから、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年1月1日であると当委員会は決定し、同決定に基づき申立人に対し、21年2月17日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び同僚の証言等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当初、平成6年3月31日(先の申立てにより平成7年1月1日に喪失日に係る記録を訂正)に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月9日付けで6年11月30日(現在は、平成7年1月1日に訂正)にさかのぼって厚生年金

保険の適用事業所ではなくなったとする処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、6年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、ほかの被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人、同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、今回、申立人の資格喪失日は当該処理が行われた7年2月9日であると認められる。

また、平成7年1月の標準報酬月額については、オンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間については、当時の同僚の証言等により、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が提出した給与明細書により当該期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年12月及び7年1月の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年5月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間が不足していた。会社が倒産する月まで厚生年金保険料は引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日並びに、申立人及び同社の事業主ほか11人の被保険者資格喪失日は、平成6年12月31日とされ、当該処理は、7年2月9日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる。

また、申立人の申述内容及び複数の同僚の証言から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年12月31日において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年12月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪

失処理が行われた7年2月9日とすることが必要であると認められる。

また、平成6年12月及び7年1月の標準報酬月額については、6年11月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年2月9日から同年5月1日までの期間については、当時の同僚のうち一人は、「厚生年金保険の資格喪失について会社から、社会保険料の負担が多額なので、健康保険だけ会社で負担するので、年金は各々で加入してほしいとの説明を受けた。」と証言している。

また、事業主は所在不明であり、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月1日まで

私の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無いという回答があった。給料支払明細書を確認すると厚生年金保険料を引かれているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、平成元年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人が平成元年12月31日までA社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年11月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成7年12月31日に解散しており確認することはできないが、事業主が資格喪失日を2年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って元年12月31日と記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和44年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月21日から同年11月1日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和44年10月21日にB社で資格喪失、同年11月1日にA社で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

グループ会社間の異動であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の人事異動に関する説明及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年10月21日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城国民年金 事案 1166 (事案 438 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 53 年 6 月まで
当初の判断後、申立期間に係る新たな事情等は何も無いが、私は、3 年分の国民年金保険料を間違いなく納付したので、もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時、海外在住者は国民年金の被保険者の適用対象外であり、申立期間は国民年金に加入できない期間となるため、制度上保険料を納付できないこと、及び仮に申立人が国内に在住していたとしても、昭和 50 年 6 月の時点では、保険料を前納できる期間は昭和 50 年度及び 51 年度の 2 年分だけであり、3 年分の保険料を前納することはできないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に昭和 50 年 6 月に 3 年分の保険料を納付したと主張するのみで、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から平成元年3月まで
父が、私と妹の二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたが、私の納付記録が消えている上、妹の納付記録についても消えている。保険料を毎月納付していた記録が無くなるとは思いませんでした。
確かに納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市を管轄するB社会保険事務所（当時）で払い出されているが、同事務所は平成元年4月に新設された事務所であり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得処理年月日からみて、同年10月又は同年11月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の住民登録はA市にあるところ、申立人は、申立人の父が、申立期間当時C市に住民登録があった申立人の妹の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したとしているが、申立人とその妹の納付日が確認できる平成元年10月以後において、申立人とその妹が同居した2年3月以後の納付日についてはおおむね一致しているものの、それより前の期間の納付日は一致していない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は平成元年12月7日にC市で払い出されていることが確認できる上、同市が保管する住民情報システム（電子データ）によると、同年11月6日に昭和52年10月4日付けの被保険者資格取得の処理がされ

ていることが確認できる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索をしたが、申立期間
当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる
事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月から平成元年9月まで
父が、私と姉の二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたが、私の納付記録が消えている上、姉の納付記録についても消えている。保険料を毎月納付していた記録が無くなるとは思いませんでした。
確かに納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年12月7日にA市で払い出されていることが確認できる上、同市が保管する住民情報システム（電子データ）によると、同年11月6日に昭和52年10月4日付けの被保険者資格取得の処理がされていることから、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の住民登録は平成2年2月以前はA市、同年3月以後はB市にあったところ、申立人は、申立人の父が、B市に住民登録があった申立人の姉の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したとしているが、申立人とその姉の納付日が確認できる元年10月以後において、申立人とその姉が同居した2年3月以後の納付日についてはおおむね一致しているものの、それより前の期間の納付日は一致していない。

さらに、申立人の姉の国民年金手帳記号番号はB市を管轄するC社会保険事務所（当時）で払い出されているが、同事務所は平成元年4月に新設された事務所であり、その姉の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得処理年月日からみて、同年10月又は同年11月ごろにその姉の国

民年金の加入手続が行われたものと推認できる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索をしたが、申立期間
当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる
事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 4 年 7 月まで

20 歳になってすぐではなかったが、母親が A 町役場（当時）で 2 年までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの説明を受けて何か月分かの保険料を納付した。その後は、B 納税組合で保険料を納付していた。

両親が私の将来のことを考えて国民年金保険料を納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は平成 5 年 4 月 7 日に払い出されていることが確認できるとともに、A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳によれば、4 年 8 月 1 日に新規に被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記のほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、「最初は、3 か月から 1 年未満ぐらいの国民年金保険料をまとめて A 町役場で納付し、その後は、毎月納税組合で納付していた。」と述べているが、これは、A 町の上記名簿によれば、平成 4 年 8 月から 5 年 3 月までの保険料が同年 4 月 27 日に一括納付されている上、同年 4 月以降は、母親の保険料と同一日に毎月納付されていることが確認できることから、この当時のことを述べている可能性が高い。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月、37 年 2 月から同年 7 月までの期間、40 年 7 月から 41 年 1 月までの期間、同年 5 月、42 年 7 月、同年 10 月から 43 年 2 月までの期間、同年 7 月から 44 年 7 月までの期間、同年 9 月、45 年 4 月、同年 9 月から同年 10 月までの期間、46 年 6 月から 48 年 8 月までの期間、49 年 5 月から 51 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 56 年 5 月までの期間及び 61 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月
② 昭和 37 年 2 月から同年 7 月まで
③ 昭和 40 年 7 月から 41 年 1 月まで
④ 昭和 41 年 5 月
⑤ 昭和 42 年 7 月
⑥ 昭和 42 年 10 月から 43 年 2 月まで
⑦ 昭和 43 年 7 月から 44 年 7 月まで
⑧ 昭和 44 年 9 月
⑨ 昭和 45 年 4 月
⑩ 昭和 45 年 9 月から同年 10 月まで
⑪ 昭和 46 年 6 月から 48 年 8 月まで
⑫ 昭和 49 年 5 月から 51 年 3 月まで
⑬ 昭和 53 年 4 月から 56 年 5 月まで
⑭ 昭和 61 年 2 月から同年 3 月まで

昭和 38 年*月に長男が生まれたのを機に国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入した。

それ以降、請求されたものはすべて納付しているはずなので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は未加入期間とされている上、同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の資格取得の処理は、平成12年2月25日にまとめて行われていることから、それ以前は当該期間は未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間はすべて未納とされている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は14期間と多数にわたっているところ、申立人から聴取しても、申立期間の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで

昭和48年4月にA市からB市に戻った時、父親から「年金を掛けておいてやる。」と言われたのを覚えている。

それ以降、国民年金保険料を納付していたと母親から聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和53年9月30日に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、納付したとすれば第3回特例納付が考えられるが、申立人の母親から聴取しても、申立期間の納付状況等は覚えておらず、亡夫が納付したのかもしれないと述べるなど記憶が定かではない。

また、上記のほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「母親が自分の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。」と述べているところ、申立人の母親が所持する昭和53年の家計簿には、10月31日に二人分の保険料を納付したとみられる記載があるものの、同様に納付の記載のある1月31日、3月29日及び7月31日に納付された保険料は一人分の金額であることから、申立人の母親は同年7月31日までは自分の保険料のみを納付し、同年10月31日から申立人の保険料も併せ、二人分の保険料の納付を開始したものと推認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（昭和 52 年以前の家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 5 月から 34 年 6 月まで A 市にあった B 社に勤めたが、厚生年金保険の加入期間は 32 年 5 月 1 日から 33 年 3 月 1 日までとなっているので、残りの期間についても、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立期間の後半の時期に社会保険関係の業務を担当していたとする同僚は、「私は、私が入社した昭和 34 年 4 月 16 日に在籍していた社員について、その氏名、採用年月日を記載した手帳を作成し、現在も保管しているが、その中に申立人の名前は記載されていない。」と述べている。

さらに、B 社では、厚生年金保険の届出の状況及び申立期間に係る保険料の控除については 50 年以上前のことであり、書類が無く不明であるとしている。

加えて、B 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 4 月から 35 年 3 月 31 日まで A 事業所で働いていたが、ねんきん特別便で確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無かったので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、当該事業主も既に亡くなっていることから、当該事業主の家族に照会したところ、「当時のことを知っている者は皆亡くなっている。」としており、申立期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての状況を確認することはできない。

また、申立人は当該事業主や仕事内容、事業所の所在地などは記憶しているが、同僚の名前を覚えておらず、証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年1月22日まで
② 昭和29年3月31日から同年7月1日まで

私は、以前勤務していた事業所での経験を買われ、昭和28年4月1日から29年6月30日までA事業所に勤務した。

正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の加入記録が抜けているのはおかしいので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務状況等を詳細に記憶していることから、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿により、A事業所は昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、事業主の所在が不明であり、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないことから、当該期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人に勤務状況等について照会をしたところ、回答があった1人は病気のために申立人を思い出せないとしており、ほかに当該期間に加入記録があるその同僚の兄も申立人を知らないと述べている。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、B事業所における資格取得日が昭和29年1月22日、資格喪失日が同年3月31日と記録されており、これはオンライン記録と一致している上、資格喪失の原因欄には「解雇」と記録

されている。

加えて、当初申立人が勤務先として記憶していたC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
私は昭和 50 年 4 月から 52 年 1 月 20 日ごろまで、A 事業所に勤務していた。同じ建物には B 事業所が入居していた。
最初に渡された健康保険証は B 事業所のもので、その後、A 事業所の健康保険証が渡された。
この度、ねんきん特別便で初めて B 事業所と A 事業所との間に 2 か月の未加入期間があることを知ったが、申立期間は A 事業所で勤務していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、事業主及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A 事業所が保管する B 事業所における「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び A 事業所における「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和 51 年 4 月 25 日に B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に A 事業所において同資格を取得していることが確認でき、これは健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、A 事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所に該当する業種ではなく、法人登記も見当たらないことから、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険任意適用事業所となったことが確認できる。

さらに、A 事業所は、「申立人を含む従業員 4 人については、B 事業所

と協議し、同社が雇用し当事務所が人事管理することで契約していたが、昭和 51 年 4 月で契約終了となったため、B 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、契約終了後は当事務所で引き続き雇用することとなった。その後、当事務所は厚生年金保険任意適用事業所の申請をし、同年 6 月 1 日から適用事業所となり、従業員全員（7 人）が厚生年金保険に加入した。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の元同僚である 3 人についても、申立人と同様に B 事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 51 年 4 月 25 日、A 事業所における資格取得日が同年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 45 年 9 月 1 日まで

私は、A市にあったB社で仕事をしていた。勤務していた期間は1年ぐらいたが、社会保険が完備されているものと思って勤務していたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の勤務状況等に関して具体的に記憶していることから、申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は正社員の氏名、生年月日及び入社日等が記載されている「入社簿」及び退職日等が記載されている「退社簿」のいずれにも申立人の氏名が確認できないと回答している。

また、申立人は、上司及び元同僚の氏名を記憶していない上、所持している写真に写っている同僚等についても氏名等を思い出せないことから当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録から申立人と一緒に勤務していたと思われる元同僚6人に当時の勤務状況等について照会したところ、回答のあった3人は、いずれも申立人を覚えていないと回答しているほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人が勤務していた期間を特定することができない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 5 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 53 年 1 月 5 日に正社員として入社し、社会保険料も給与から差し引かれていたと記憶しており、年金手帳の被保険者となった日も同日と記載されている。

控除された保険料がどうなったのか、加入記録だけが無いのか明確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する年度別入退者調査表及び元同僚の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得年月日が昭和 53 年 3 月 1 日と記載されている。

また、当時のことを知る役員及び元同僚は、採用後一定期間は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、元同僚の妻が保管している家計簿の記録によれば、給与は入社した昭和 52 年 12 月分から支給されているが、厚生年金保険料は同月分から 53 年 2 月分までは控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和 53 年 3 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月から同年 7 月まで
私は、知人の紹介で、A社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び元同僚の回答から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、当時の資料は残っていないと回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時一緒に勤務したとする元同僚3名の氏名を記憶しているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該元同僚のうち1名については氏名が確認できるものの、ほかの2名については氏名が見当たらないことから、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年4月まで
② 昭和50年4月から57年9月まで

申立期間①について、私の夫は、A市にあった鉄骨関連の事業所であるB社で、アルバイトかパートとして勤務した。

申立期間②について、私の夫は、C町にあったD社で、アルバイトかパートとして勤務した。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻の記憶、元事業主及び元従業員の証言から、申立人が勤務したとする事業所は、B社であったと推認できるところ、元従業員の証言から、申立人が、臨時社員としてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社で事務を担当していた者は、「当時、厚生年金保険に加入していた者は社員と事務員で、臨時に働く者は加入していないと思う。」と回答している。

また、B社の元従業員は、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては分からないと回答している。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の加入記録は見当たらない上、申立人の妻と一緒に勤務していたとする同僚の加入記録も見当たらない。

申立期間②について、D社の回答及び元同僚の証言から、申立人が同社

に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 55 年 3 月 3 日であることが確認できることから、申立人の申立期間②のうち 50 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 2 日までについては、適用事業所ではなかった期間である。

また、D社は、申立人は臨時に雇用した者であり、厚生年金保険には加入させていなかったと回答している。

さらに、当時のことを知る従業員や元同僚は、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては分からないと回答している。

加えて、申立人の妻が記憶するD社で一緒に勤務したとする元同僚2名について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、1名については加入記録があるが、もう1名については加入記録が見当たらないことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 9 月から平成 4 年 12 月まで、A 社 B 支店（現在は、A 社 C 支社）に継続して勤務した。

厚生年金保険については、昭和 33 年 9 月から 62 年 7 月 10 日まで継続して加入していたはずであり、申立期間の 3 か月間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、同年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、事業主から提出された厚生年金保険料徴収台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年 4 月 1 日と記録されている上、D 健康保険組合から提出された健康保険喪失・削除証明書においても、申立人の被保険者資格取得日は、同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で資格取得及び喪失の状況を確認したところ、被保険者期間に欠落がみられる者が複数確認できるが、事業主は、「当社は、申立期間当時から現在に至るまで、営業実績で身分を変更させる方針を採っており、その際に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いとしている。」と回答している。

さらに、申立人と同様に被保険者期間に欠落のある複数の同僚は既に亡くなっていることから、当時の勤務状況及び保険料控除等について確認す

ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月ごろから 38 年 12 月ごろまで
② 昭和 38 年 12 月ごろから 39 年 7 月 1 日まで

申立期間①は、A社で勤務し、申立期間②は、B社で勤務したが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。B社で一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入していたと聞いており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、当該期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間の特定までは至らず、当該期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、元事業主は、「当時の事業主は亡くなっており、会社は平成 12 年ごろに廃業したことから、当時の書類は処分しており、保険料の控除等については不明である。」としていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の事実等を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険の番号に欠番は無く、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、B社において、当該期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 39 年 4 月 1 日であり、申立期間②のうち、38 年 12 月

から 39 年 3 月 31 日までは適用事業所としての記録は確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、昭和 39 年 7 月 14 日に払い出されており、同年 7 月 1 日に初めて厚生年金保険に加入している上、それ以前の記号番号の払出しは確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、どちらが先に勤務したかまでは覚えていない。申立人の厚生年金保険の加入についても分からない。」と述べており、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、事業主は、「申立人は確かに勤務していたことがあるが、勤務期間までは覚えていない。申立期間当時の人事記録等の書類が無い場合、保険料の控除等については不明である。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険の番号に欠番は無く、申立期間②に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年1月4日まで

昭和27年4月から勤務したA社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、29年1月4日資格取得となっている旨の回答をもらった。

A社には、高校を卒業してすぐに入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のB営業所に勤務した同僚3人の氏名を挙げているが、いずれの同僚も病気療養中又は所在不明のため、照会することができず、申立人の勤務状況に関する証言を得られなかった。

また、申立人は、申立人が入社した昭和27年4月には、A社のB営業所長は、既に在籍していたとしているが、当該営業所長の厚生年金保険加入記録を確認したところ、同年9月1日に別の事業所で被保険者資格を喪失後、同年10月1日にA社で資格取得していることから、当該営業所長が同社に入社したのは、同年9月ごろであると推測され、申立人の説明とは相違している。

さらに、当該事業所は、既に合併により解散しており、合併後の事業所に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 24 日から 41 年 3 月 31 日まで
結婚を考えてA社を退職し、地元に戻った1年後に結婚した。

平成 20 年 3 月ごろに送られてきた年金記録を確認した際に、申立期間が脱退手当金を支給済みとして処理されていることを知ったが、私はそれまで脱退手当金という制度も言葉も知らず、脱退手当金を受給した記憶は無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年4月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。